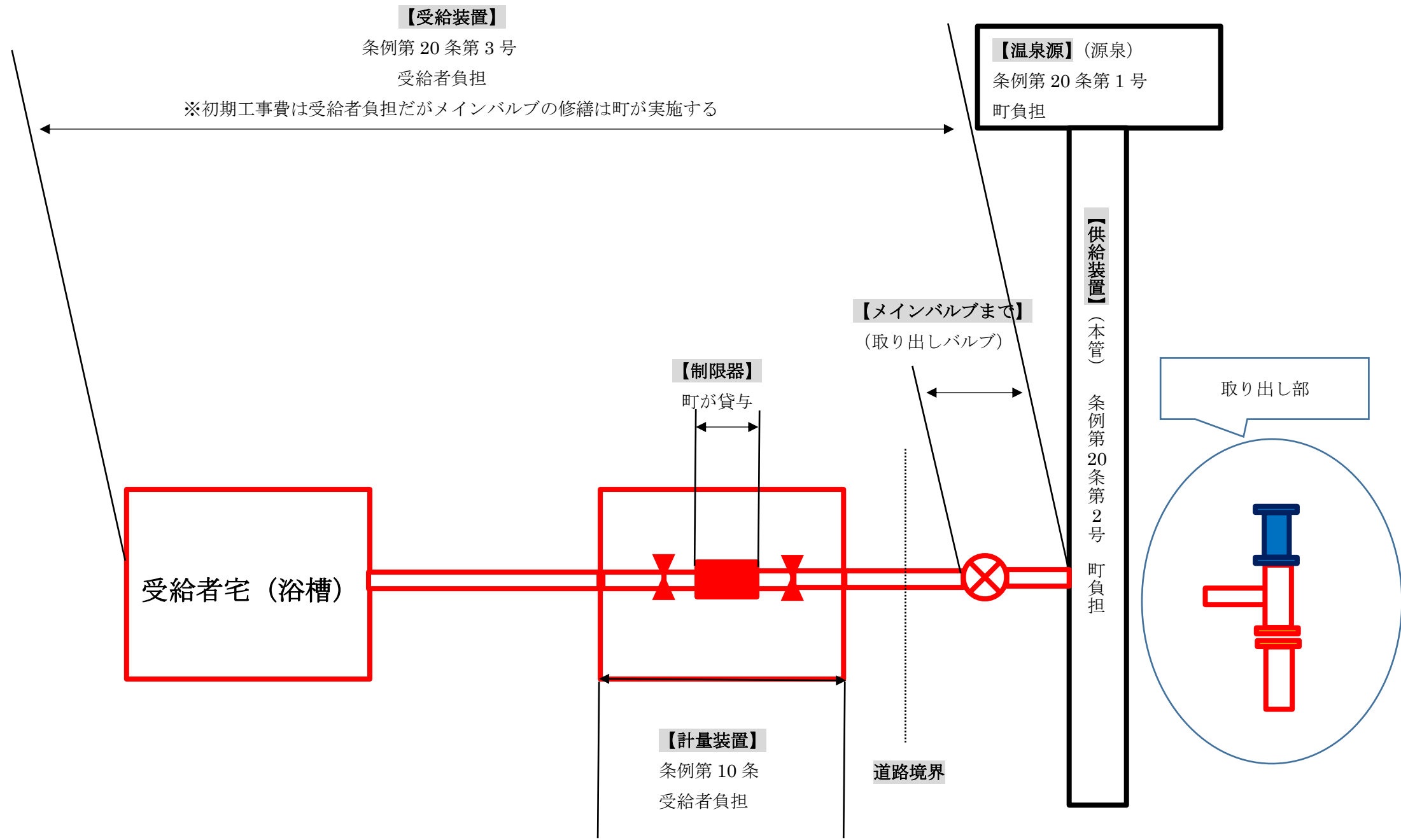


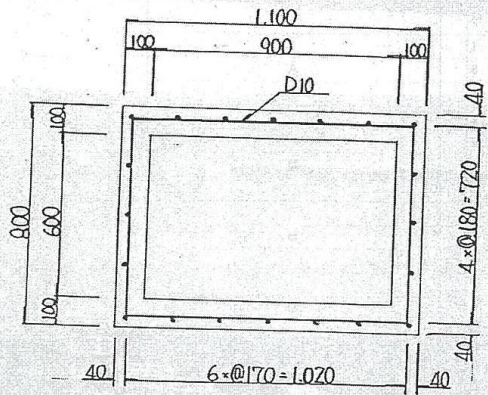
温泉管引き込み（取り出し）についての注意点

- 1 受給装置（本管取り出しから建物内供給場所）に要する費用は、すべて受給者の負担です。
ただし、計量装置の制限器は町が貸与します。受給装置の管理区分及び計量装置等の標準図は別添①～③参照)
- 2 引込工事は、町の温泉受給許可を得た後、「温泉受給装置工事施工願」、「材料検査願」を提出してから行ってください。
※引込工事の実施に伴い、温泉の供給を一時的に停止する場合は、町が指示する日程で実施していただきます。
- 3 引込工事で掘削、土地使用等許可を必要とするものは、受給者がすべて手続きを行い、「温泉受給装置工事施工願」に許可書の写しを添付してください。
- 4 本管を掘削するときは、事前に町職員へ連絡し、現場立会のもと作業を行ってください。
- 5 本管からの取り出しは、径違いチーズ、ギボルト、フランジ、その他の材料を使用して施工してください。また、取り出した位置には取り出しバルブを設置してください。バルブには車道用のバルブボックスを使用してください。
- 6 受給者は取り出しバルブから浴槽までの給湯管には清掃孔を設け、適宜受給装置のメンテナンスを行ってください。
- 7 計量装置については、道路境界から 2.0m以内の敷地内に設置してください。
- 8 計量装置の場所は、温泉点検員が出入りできるように障害物となるフェンスや塀、生垣等を設置しないでください。
- 9 道路と敷地に高低差がある場合、道路の高さを基準として計量装置を設置してください。
※原則として道路側から点検できる位置、高さとします。
- 10 受給装置の管理は、受給者及び受給者の代理人が行います。ただし、バルブや計量装置の調整は、温泉点検員及び町職員が行います。
- 11 受給装置を使用（開始）するときは、「温泉受給装置使用開始許可申請書」を提出し、町職員の検査を受けなければいけません。
- 12 受給開始後、受給装置に欠陥、異状が生じた場合は、ただちに町へ報告してください。
- 13 受給装置の変更、改造をしようとするときは、速やかに申請または届出をしてください。

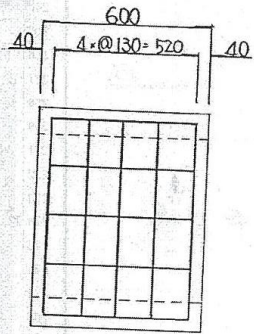
工事費負担区分図



平面図



側面図



側面図

